

患者様希望による 先発医薬品の処方について

令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック）
があるお薬で先発医薬品の処方を希望される
場合は薬価の差額4分の1相当を
特別料金としてお支払いいただきます

医療上必要と判断され処方・調合された先発医薬品などは
対象外となります。詳しくは厚生労働省の
ホームページをご確認ください

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



令和6年10月1日
循環器内科と心臓リハビリの高針クリニック 院長